

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

安全な水で清潔・快適なまちづくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

富士宮市

3. 地域再生計画の区域

富士宮市の全域

4. 地域再生計画の目標

富士山の西南麓に広がる富士宮市は、静岡県東部に位置し、人口 123,692 人（平成 17 年 4 月 1 日現在）、面積 314.81 平方キロメートルで、海拔 35 メートルから富士山頂までの日本一の標高差を持ち、富士山本宮浅間大社の門前町として栄えてきました。

気候は、温暖で富士山の雪解け水を源とする豊富な湧き水や、緑あふれる朝霧高原など豊かな自然に恵まれています。

また、田貫湖や白糸の滝など観光資源も多く、広大な朝霧高原での酪農や、湧き水を利用したニジマスの養殖、ワサビの栽培などが盛んです。

第 4 次富士宮市総合計画基本構想では、この恵まれた自然環境にはぐくまれた豊かな水と食の資源を生かし、将来都市像「富士山の自然に抱かれた やさしく元気なまち」の実現を目指すべく安全・安心な食を生かした「フードバレー構想」を提案しています。しかし、食のリスクマネージメントが求められている昨今、この安全な食の基本を成す豊かな水資源も、汚水処理の観点から視ると汚水処理人口普及率 53.1%と県平均 62.8%（全国平均 79.4%）を下回る値であり、安全な水資源確保のため、汚水処理のインフラ整備が必要不可欠となります。

そのため、食の安全性のみに止まらず、市街地の中心に位置する神田川で行われるマス釣り大会や、夏の富士山御神火まつり川昇り等の行事も行なわれる水質を維持し、市民の憩いの水辺としても親しまれる清潔・快適なまちづくりを目指し、下水道や浄化槽の汚水処理施設の整備を一層促進します。

また、エネルギー資源の枯渇や環境問題の深刻化に対処し、次世代を担う子供達が安心して暮らせる地域社会を創造するため、バイオマス資源の多段階エネルギー化システムの開発研究及びペレットストーブの導入により、持続可能な資源循環型社会の構築を目指します。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を53.1%(平成17年4月1日現在)から58.4%に向上)

(目標2) 観光客交流客数の増加(観光交流客数を557万人(平成16年度観光客入込み状況調査)から612万人に増加)

(目標3) 食を通じて、健康で明るいまちづくりを目指した「食のまちづくり条例」の制定

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

富士宮市は、霊峰富士の裾野に位置し、「観光百選滝の部」で1位に選ばれた白糸の滝や市街地の至る所から湧き出る富士山の恵みによる伏流水は、工業及び生活用水に欠くことのできない財産であります。この自然環境を守るため、市民、企業、行政が一体となり、市民の憩いの場である水辺の設置や観光名勝の保全に取り組んでおります。本計画では交付金を活用し公共下水道と浄化槽を整備することにより生活環境の改善と公共用水域の水質保全を促進し、安全・安心で健康なまちづくりと産業の振興を目指します。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了しています。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面参照。

- ・公共下水道・・・・・・・・平成20年3月に事業認可

[事業主体]

- ・富士宮市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 富士宮市公共下水道事業認可地区内
- ・浄化槽(個人設置型) 富士宮市公共下水道事業認可地区外

[事業期間]

- 公共下水道 平成18年度～21年度
- 浄化槽(個人設置型) 平成18年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 200 \sim 400$ 7, 400m
- ・浄化槽 820基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通りです。

公共下水道 富士宮地区で 3,700 人、浄化槽 富士宮地区で 2,460 人

[事業費]

公共下水道 事業費 864,000 千円
(うち、交付金 432,000 千円)

浄化槽 (個人設置型) 事業費 98,400 千円
(うち、交付金 32,800 千円)

合計 事業費 962,400 千円
(うち、交付金 464,800 千円)

5-3 その他の事業

市独自の取り組み

(1) 水資源の確保

- 地下水・湧水の調査

市域全域の地下水・湧水調査を定期的を実施します。

- 水質の保全

水源保全監視員による巡視活動を強化し、地下水や湧水などの水質の保全に努めます。

(2) 食のまちづくり条例制定事業

食を通じて、健康で明るいまちづくりを目指した「食のまちづくり条例」の制定を目指します。

(3) 公害防止意識の高揚

広報、学校教育、社会教育などを通じて、公害に関する知識の普及と意識の高揚を図ります。

(4) 環境共生社会の創造

文部科学省の「平成17年度私立大学学術研究高度化推進事業」による研究費補助を受け、東京農業大学と市との連携協力のもと、学校給食センターの生ごみと浄化センターに集積される汚泥を同時にメタン発酵させ、さらに水素エネルギーを得て、地域のエネルギー循環型システムを確立するための研究を進め、バイオマス資源の多段階エネルギー化システムの開発による環境共生社会の構築を目指します。

(5) 保育園ペレットストーブ設置事業

石油依存度の低減と地球温暖化防止を図るため、資源循環型の木質バイオマスエネルギーと言われ、燃焼させても大気中のCO₂を増加させない「木質ペレット」を燃料とするペレットストーブを保育園等に導入します。

6. 計画期間

平成18年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表します。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし